

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第30号）…………… 2
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第31号）…………… 2
- 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第32号）…………… 2
- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第33号）…………… 2

### 訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第4号）…………… 3
- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第5号）…………… 3

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第156号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第157号）…………… 3
- 秋田市新屋比内町の一部の街区区域の変更について（第158号）…………… 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第159号）…………… 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第160号）…………… 4
- 秋田市議会定例会の招集について（第161号）…………… 4
- 胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務ならびに大腸がん検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について（第162号）…………… 4
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第163号）…………… 4
- 法人市民税更正（決定）通知書の公示送達について（第164号）…………… 5
- 介護担当機関の指定、変更および廃止について（第165号）…………… 5
- 医療担当機関の指定および廃止について（第166号）…………… 5
- 住民票の職権消除について（第167号）…………… 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第168号）…………… 6
- 固定資産税納税通知書の公示送達について（第169号）…………… 6
- 軽自動車税納税通知書の公示送達について（第170号）…………… 6
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第171号）…………… 6

- 号）…………… 6
- 指定代理納付者の指名について（第172号）…………… 6
- 差押調書謄本および配当計算書の公示送達について（第173号）…………… 7
- 医師の指定について（第174号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第175号）…………… 7
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第176号）…………… 7
- 介護担当機関の指定および廃止について（第177号）…………… 7
- 医療担当機関の指定および廃止について（第178号）…………… 7
- 医療扶助および医療支援給付のための施術者の指定について（第179号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第180号）…………… 8
- 指定した土地の区域変更について（第181号）…………… 8
- 行旅死亡人の取扱いについて（第182号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第183号）…………… 8
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第184号）…………… 8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号）…………… 9

### 選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第50号）…………… 9

### 農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第8号）…………… 9

### 上 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の廃止の届出について（第15号）…………… 9

### 消 防 本 部 告 示

- 指定催しの指定について（第4号）…………… 9

### 公 告

- 秋田県収用委員会から裁決申請書の提出があった旨の通知について…………… 9
- 大規模小売店舗の変更に関する届出について……………10
- 定期予防接種について……………10
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………13
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………13
- 平成27年7月12日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数について……………13
- 地区計画案の作成のための原案の縦覧について……………13

- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………14
- 秋田市情報公開条例の平成26年度の運用状況の公表について……………14
- 秋田市個人情報保護条例の平成26年度の運用状況の公表について……………14
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………15
- 河辺岩見温泉改築事業の公募型プロポーザルの実施について……………15
- 農用地利用集積計画の縦覧について……………16
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………16
- 財政報告書の公表について……………16

## 規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第30号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中第94号を第96号とし、第60号から第93号までを2号ずつ繰り下げ、第59号を第60号とし、同号の次に次の1号を加える。

61) 旭川地区コミュニティセンター、東地区コミュニティセンターおよび明徳地区コミュニティセンターに関すること。

第25条第1項中第58号を第59号とし、第57号を第58号とし、第56号を第57号とし、第55号の次に次の1号を加える。

66) 太平地域センターおよび下北手地域センターに関すること。

第25条第2項第1号中「第56号」を「第57号」に改め、同項第2号中「第57号および第68号」を「第58号および第70号」に改め、同項第3号中「第58号、第60号、第62号および第71号から第94号まで」を「第59号、第62号、第64号および第73号から第96号まで」に改め、同項第4号中「第61号、第63号から第67号までおよび第69号から第93号まで」を「第63号、第65号から第69号までおよび第71号から第95号まで」に改め、同項第5号中「第59号」を「第60号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 東部市民サービスセンター 前項第30号、第32号から第36号まで、第42号から第54号まで、第56号および第61号に掲げる事務

第25条第3項中「第94号」を「第96号」に改める。

第30条中「に規定する地域センター以外の地域センターにあっては市民生活部生活総務課に、同号」を削り、「北部市民サービスセンターに」の次に「、同項第56号に規定する地域センターにあっては東部市民サービスセンターに」を加える。

第30条の2中「第25条第1項第56号から第59号まで」を「第25条第1項第57号から第61号まで」に、「同項第56号」を「同項第57号」に、「同項第57号」を「同項第58号」に、「同項第58号」を「同項第59号」に、「同項第59号」を「同項第60号」に改め、「南部市民サービスセンターに」の次に「、同項第61号に規定するコミュニティセンターにあっては東部市民サービスセンターに」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 8月24日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第31号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第9号を次のように改める。

9	妊産婦保健指導・健康診査	妊娠中の女性職員又は出産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間につき1回、妊娠満24週から満35週までは2週間につき1回、妊娠満36週から出産までは1週間につき1回、出産後1年まではその間に1回（医師又は助産師の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日以内
---	--------------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第32号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中東部公民館の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年 8月24日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第33号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改める。

- (1) 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）別表第2の備考の3
- (2) 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）別表第2の備考の3
- (3) 老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）別表第2の備考の1
- (4) 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17

号)別表の備考の1

(5) 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第18号)別表の備考の1

(6) 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)別表第1の備考の1および別表第2の備考の5

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の3の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の3の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

(老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の1の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の1の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の1の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

7 改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第1の備考の1および別表第2の備考の5の規定は、平成27年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成26年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 6月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第10条の4第6号中「第25条第1項第55号」の次に「および第56号」を加え、「および同項第56号から第59号まで」を「ならびに同項第57号から第61号まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年8月24日から施行する。

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 6月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「各市民サービスセンター所長」の次に「(東部市民サービスセンター所長を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年8月24日から施行する。

告 示

秋田市告示第156号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 6月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
医療法人 わらべ会	ひがし稲庭クリニック 短期入所療養介護	秋田市下北手松崎 字岩瀬 124番地	平成27年 5月31日	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

秋田市告示第157号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 6月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 プライム ハウス	デイサー ビスきた えるーむ 秋田広面	秋田市広面 字家ノ下91 番地3	平成27年 6月1日	通所介護、 介護予防通 所介護
医療法人 わらべ会	ひがし稲 庭クリニッ ク療養通 所介護セ ンター	秋田市下北 手松崎字岩 瀬124番地	平成27年 6月1日	通所介護
株式会社 グットラ ックプロ デュース	けあまね 処グッと 楽	秋田市川元 山下町8番 3号コーポ 佐々木102	平成27年 6月1日	居宅介護支 援

**秋田市告示第158号**

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市新屋比内町の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域 別図(1)（省略）を別図(2)（省略）に変更する。
- 2 変更期日 平成27年6月2日

**秋田市告示第159号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年6月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第139号	いずみメイ プル薬局	秋田市泉東町8番58 号	平成27年 6月1日

**秋田市告示第160号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年6月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更新年月日
第141号	かりん薬局	秋田市飯島新町一丁 目1番1号	平成27年 7月1日

**秋田市告示第161号**

平成27年6月11日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成27年6月4日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第162号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務ならびに大腸がん検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番2号  
一般社団法人秋田市シルバー人材センター  
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託の期間  
(1) 胸部検診  
平成27年5月28日から平成28年3月31日まで  
(2) 大腸がん検診  
平成27年5月28日から同年10月31日まで

**秋田市告示第163号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成27年6月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等  
(1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台  
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台  
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台  
(2) 撤去し、保管した年月日  
平成27年5月2日から同月29日まで  
(3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所  
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成27年6月22日から同年12月22日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第164号**

次の通知書は、法人の住所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市東通仲町23-25  
有限会社 エイ・シー・エス

2 送達する書類

法人市民税更生（決定）通知書

**秋田市告示第165号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国

2 変更

名 称	変更事項（所在地・その他）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンター ふきのとう	秋田市濁川字家の前113番地 T E L 018-853-9073 F A X 018-853-9074	秋田市金足小泉字潟向86番地 1 T E L 018-827-5619 F A X 018-827-5618	平成27年 4月 1日
まごころデイサービス センター	株式会社虹の街秋田営業所 秋田市牛島西一丁目 3 番 8 号	まごころデイサービスセンター 秋田市牛島西一丁目10番16号	平成27年 5月11日
名 称	変更事項（名称）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ななかまどの街訪問看護 ステーション	ケアーズ訪問看護リハビリステーション秋田南	ななかまどの街訪問看護ステーション	平成27年 4月 6日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ゆうゆうサポート訪問介護サービス	秋田市土崎港相染町字沼端85番地 5	平成27年 4月16日

**秋田市告示第166号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 6月 9日

秋田市長 穂 積 志

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 6月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
清葉堂ヒロコージ 薬局	秋田市千秋久保田町 3 番18号	平成27年 4月 1日
ユーの訪問介護事 業所	秋田市土崎港中央二丁目 1 番17号	平成27年 6月 1日

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ハピネス 歯科 クリニク	秋田市牛島東七丁目10番 1号	平成27年 3月31日
パリケア秋田訪問 看護ステーション	秋田市泉中央二丁目11番 10号	平成27年 4月 1日
ななかまどの街訪問 看護ステーション	秋田市御所野下堤二丁目 1番 7-1号	平成27年 4月 1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ハピネス 歯科 クリニク	秋田市牛島東七丁目 8 番 22号	平成27年 3月30日
南 通 薬 局	秋田市南通築地 1 番 1 号	平成27年 4月30日

**秋田市告示第167号**

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 6月11日

秋田市長 穂 積 志  
住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市雄和田草川字本田144番地	松田 孝静

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません(行政不服審査法第20条)。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する判決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます(行政事件訴訟法第8条)。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第168号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり

2 送達する書類  
平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第169号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙「平成27年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」(省略)のとおり

2 送達する書類  
平成27年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第170号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙(省略)のとおり

2 送達する書類  
平成27年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第171号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により、告示した事項に変更があったため、次のとおり告示する。

平成27年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称  
秋田市河辺市民サービスセンター

2 指定管理者  
河辺の郷自治協議会

3 指定管理者の指定年月日  
平成23年 3月31日

4 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名  
変更前 佐々木 治右エ門  
変更後 備 後 正義

4 変更年月日  
平成27年 4月29日

5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第172号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

平成27年 6月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定代理納付者の名称および所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂9丁目7番1号

2 指定代理納付者に納付させる歳入  
きずなでホットしていあきた寄附金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)

3 指定代理納付者を指定した年月日  
平成27年 6月17日

秋田市告示第173号

次の差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月17日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市添川字飛鳥田66番地

氏名 堀井勇希

2 送達する書類

差押調書謄本 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第174号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成27年 6月17日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
佐藤 隆太	秋田赤十字病院	腎臓内科	じん臓機能障害

秋田市告示第175号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成26年度第4期国民健康保険税督促状

平成26年度第6期国民健康保険税督促状

平成26年度第7期国民健康保険税督促状

平成26年度第8期国民健康保険税督促状

平成26年度第9期国民健康保険税督促状

平成26年度第10期国民健康保険税督促状

秋田市告示第176号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成26年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ひがし稲庭クリニック療養通所介護センター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	平成27年 6月1日
デイサービスきたえるーむ秋田広面	秋田市広面字家ノ下91番地3	平成27年 6月1日
けあまね処グッと楽	秋田市川元山下町8番3号コーポ佐々木102	平成27年 6月1日
ショートステイ幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	平成27年 5月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ひがし稲庭クリニック短期入所療養介護	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	平成27年 5月31日

秋田市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年 6月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
たかはし歯科クリニック	秋田市外旭川字三後田22番地1	平成27年 6月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
内科胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目 15番35号	平成27年 6月1日
小児科高橋医院	秋田市旭南一丁目17番15 号	平成19年 7月7日

秋田市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年6月23日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の名称	施術所の 所在地	指 定 年月日
関 俊吾	関 接骨院	秋田市河辺和田 字北条ヶ崎35番 地6	平成27年 6月15日

秋田市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
御蔵町町内会
- 2 認可年月日  
平成23年9月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 木 村 高 明  
秋田市土崎港南一丁目8番50号  
変更後 小笠原 幹 朗  
秋田市土崎港南一丁目10番71号
- 4 変更年月日  
平成27年4月18日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第181号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域  
太平寺庭、下北手松崎、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺高岡および河辺和田の各一部の区域

2 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第182号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成27年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 年齢および性別等  
50歳から70歳代の女性
- 3 人相、体格、特徴等  
身長152センチ、黒および水色シャツ、肌着シャツ、ブラジャー、黒色婦人ズボン、ズボン下、ガードル、パンツならびに黒色靴下を着用
- 4 発見年月日  
平成27年6月14日
- 5 発見場所  
秋田市雄和新波字本屋敷内 雄物川河川新波橋上流やな場
- 6 死亡年月日  
平成27年6月上旬
- 7 処置  
平成27年6月15日まで秋田東警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成27年6月18日に死体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-866-2090

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年6月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
小鴨町町内会
- 2 認可年月日  
平成23年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊 藤 國 夫  
秋田市土崎港西三丁目10番30号  
変更後 高 橋 金 市  
秋田市土崎港西三丁目10番34号
- 4 変更年月日  
平成25年4月20日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第184号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月29日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	道路の区域および供用開始区間
1079	川尻寺内線	秋田市寺内字イサノ137番1地先 秋田市寺内字イサノ68番7地先

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成27年6月29日
- 3 縦覧期間 平成27年6月29日から同年7月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

## 教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成27年6月30日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年6月26日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明

## 選 管 告 示

秋市選管告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成27年6月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,306人
- 2 3分の1の数 88,426人

## 農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成27年6月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年6月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成27年度第3号）に関する件
- 4 運営委員、農地等保全委員および農政専門委員の選任に関する件

## 上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成27年6月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社小林電器設備	小 林 富次夫	秋田県大仙市大曲日の出町一丁目44番5号

2 廃止年月日

平成27年6月5日

## 消防本部告示

秋田市消防本部告示第4号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月2日

秋田市消防長 森 合 和 美

催しの開催場所	雄物川河川敷（秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで）
催し の 名 称	第28回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	平成27年8月10日(月) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

## 公 告

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という）第45条第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書（添付書類の一部省略）の提出があった旨の通知があったので、法第45条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 企業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業名  
一般国道7号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）
- 3 裁決申請年月日  
平成27年4月23日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下浜羽川字下山	10番	畑
秋田県秋田市下浜羽川字水垂	75番	畑

5 公告期間

公告の日から平成27年6月16日まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年6月3日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デンコードー

代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハードオフ秋田広面店

所在地 秋田市広面字樋ノ沖46番地 外

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 1,494㎡

変更後 1,906㎡

- (4) 変更する年月日 平成28年1月29日

- (5) 変更に係る事項以外の届出事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エコプラス

代表取締役 井上 公延

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

イ 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧に供する関係書類のとおり

収容台数 駐車場① 33台

駐車場② 6台

駐車場③ 29台

合計 68台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧に供する関係書類のとおり

収容台数 12台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧に供する関係書類のとおり

面積 72㎡

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧に供する関係書類のとおり

容量 48㎡

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場①および② 午前9時30分から午後9時30分まで

駐車場③ 午前8時30分から午後10時30分まで

ク 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

数 駐車場① 2箇所

駐車場② 1箇所

駐車場③ 4箇所

合計 7箇所

位置 縦覧に供する関係書類のとおり

ケ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

2 届出年月日 平成27年5月28日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成27年6月3日から同年10月3日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表1のとおり

追加年月日

平成27年4月1日

2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2のとおり

辞退年月日

平成27年4月1日

別表1

予防接種を行う 主たる場所	所在地	医師名	四 種 混 合	三 種 混 合	二 種 混 合	不 活 化 ポ リ オ	麻 し ん 風 し ん 混 合	麻 し ん 単 抗 原	風 し ん 単 抗 原	日 本 脳 炎	B C G	ヒ ブ	小 児 肺 炎	ロ ー マ ヒ ト バ ビ	水 痘	高 齢 肺 炎	
秋田県立脳血管研 究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	田邊 淳														○	
		吉川 剛平															○
		阿部 芳久															○
		寺田 健															○
		小武海雄介															○
		田代 晴生															○
		千田 佳史															○
		田中 郁信															○
		太田助十郎 門脇 謙															○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222 番地1	長谷川一太									○						
		荻野 奈央									○						
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石田 明														○	
		石田 和子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124 番地1	平野 梨聖														○	
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号	市原 利晃														○	
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町1番3号 三愛ビル2F	豊田 知子												○			
介護老人保健施設 あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番 地	久保 信之														○	
介護老人保健施設 山盛苑	秋田市太平山谷字中山谷227 番地2	宮下 正弘														○	
介護老人保健施設 ふれあいの里	秋田市豊岩小山字中山216番 地27	寺田 俊夫														○	
介護老人保健施設 遊心苑	秋田市添川字境内川原196番 地1	三浦 靖徳														○	
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地 3	面川 真由														○	
御所野ひかりクリ ニック	秋田市仁井田字横山260番地 1	勝田 光明	○									○					
		勝田麻里子	○									○					
		小栗 重統	○	○	○		○	○	○			○		○	○	○	○
さんのへ耳鼻咽喉 科クリニック	秋田市泉東町8番57号	三戸 聡											○				
鳥田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	鳥田 堅一						○	○								
		鳥田 俊亮						○	○								
清水産婦人科クリ ニック	秋田市広面字糠塚116番地1	清水 靖														○	
菅原内科クリニッ ク	秋田市寺内堂の沢一丁目4番 21号	石川 素子														○	
		橋本 啓子															○
高木内科胃腸科医 院	秋田市將軍野南四丁目6番20 号	高木 紘一														○	
つかだ泌尿器科ク リニック	秋田市飯島新町一丁目1番6 号	塚田 大星														○	
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番 26号	山中 康生														○	
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	寺田 豊														○	
社会医療法人明和 会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	阿部 史人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		飯田 純平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

		加藤 俊祐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		栗原 伸泰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		齋藤芳太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		坂本 亮平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		佐々木勇人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		佐藤 恵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		佐藤 優洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		千葉 剛史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富樫嘉寿恵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		福岡 勇樹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		藤島 眞澄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		本間 直子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		三ヶ田敦史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		水戸 陽貴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		湯川 寛子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ワッツ志保里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		大西 美妃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小松 輝久	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高橋 彩菜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長谷川純郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	小栗 重統																	○
細谷病院	秋田市南通宮田 3 番10号	細谷 栄滋																	○
松浦医院	秋田市將軍野南一丁目14番73号	松浦 麗子						○	○	○								○	
米山内科医院	秋田市大町五丁目 4 番49号	米山 泰夫																	○

別表 2

予防接種を行っていた主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	BCG	ヒブ	小児肺炎球菌	ヒトパピローマ	水痘	高齢肺炎球菌	
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号	岡田 健															×
		佐藤 和奏															
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	那波 康隆					×	×	×								×
石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷地 35番地	石川 浩一					×		×								
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地 3	稲葉 宏次												×			
今村記念病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 1	寺田 豊															×
医療法人 及川医院	秋田市飯島新町三丁目 1 番20号	及川 圭介												×			
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	小林 佳美															×
介護老人保健施設 山盛苑	秋田市太平山谷字中山谷227番地 2	奥原 英二															×
介護老人保健施設 ふれあいの里	秋田市豊岩小山字中山216番地 27	三浦 靖徳															×
介護老人保健施設 遊心苑	秋田市添川字境内川原196番地 1	赤羽 仁三															×
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野 4 番地 3	八重樫香名子															×

木曽医院	秋田市外旭川字八幡田10番地 6	木曽 典一						×	×	×									
		木曽のり子						×	×	×									
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目 5 番38号	佐々木 弥																×	
さが医院	秋田市中通五丁目 1 番16号	嵯峨 大介								×	×								
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番 3 号	富田 志郎																	×
社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号	石川 博康	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		小野 貴史	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		加藤 充弘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		後藤志保里	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		小林 芳生	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		佐々木慧美	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		土江 博幸	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		長谷川 樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		平井 大士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		藤原 勝彦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		古山 陽佑	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		松居 有記	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		山田 泰史	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山本 夏子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
吉田 泰一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
小児科内科橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地 1	橋本 禎嗣																	
(医) 藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町 4 番 1 号 アルヴェ 4 F	藤盛 亮寿							×		×								×
ミチヒロ胃腸科内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地	湯川 通弘																	×
吉田胃腸内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉田 司							×	×	×								

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年 2月23日付け秋田市指令第405号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年 6月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市広面字近藤堰添56番地 3  
加藤 隆明
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市広面字二階堤42番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年 5月28日付け秋田市指令第2841号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市千秋矢留町 7 番44号

秋田県職員矢留公舎103号

相場 哲也

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野456番、457番、458番 1、459番 1、460番および461番

秋田市公告

平成27年 7月12日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同令第22条第1項および第4項の規定により公告する。

平成27年 6月15日

秋田市長 穂 積 志

宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 3人

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成27年 6月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画地区計画 御所野堤台地区計画
- 2 位置および区域  
秋田市御所野堤台一丁目、御所野堤台二丁目および御所野堤台三丁目地内
- 3 縦覧期間  
平成27年 6月17日から同年 7月 1日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 5 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1番 1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年 5月28日付け秋田市指令第2842号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年 6月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市大住二丁目20番18号県営大野住宅18号棟302号  
鈴木 一成  
秋田市大住二丁目20番18号県営大野住宅18号棟302号  
鈴木めぐみ
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野642番 1

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成 9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成26年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年 6月18日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	81	22	58	0	0	0	1
教育委員会	25	14	11	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0

固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	31	3	20	0	3	0	5
消防長	3	2	1	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	4	0	4	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	3	1	2	0	0	0	0
計	148	42	97	0	3	0	6

- 2 不服申立て処理状況  
不服申立て件数 0件

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成26年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年 6月18日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	15	10	3	0	2	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	4	2	2	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	2	2	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0
計	21	14	5	0	2	0	0

- 2 訂正請求および利用停止請求の処理状況  
訂正請求および利用停止請求件数 0件

- 3 不服申立ての処理状況  
 不服申立て件数 0件

#### 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年8月26日付け秋田市指令第4211号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年6月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
 秋田市御所野堤台二丁目6番地105  
 株式会社アクネス不動産  
 代表取締役 下間 俊悦
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
 秋田市御所野堤台二丁目6番1

#### 秋田市公告

河辺岩見温泉改築事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成27年6月24日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 事業概要

- (1) 事業名 河辺岩見温泉改築事業
- (2) 事業内容 別添「河辺岩見温泉改築事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」（省略）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から平成28年11月30日まで
- (4) 提案上限額 429,296,000円（消費税および地方消費税を含む。）

#### 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

##### (1) 共通要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体又は当該団体と密接な関係を有しないこと。
- ウ 国、秋田県および本市から指名停止を受けていないこと。
- エ 銀行取引停止となっていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。

##### (2) 共同企業体に関する要件

- ア 基本・実施設計と工事監理を行う者および施工を行う複数の者で構成される特定建設工事共同企業体であること。
- イ 特定建設工事共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ウ 代表者以外の構成員の出資比率の合計は30パーセント以上であること。
- エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員ではないこと。

##### (3) 基本・実施設計と工事監理業務を行う者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けているものであって、同法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有し、その中か

ら本業務に一級建築士を1名以上配置できること。

イ 本市の建築関係建設コンサルタント業務建築一般に係る入札参加資格を有するものであって、市内に主たる事務所を有すること。

ウ 管理技術者（専任）および照査技術者を配置できること。

エ 過去に、延床面積500㎡以上の公共的建築物の建築設計業務実績（設計中のものを含み、構造、設備等、一部分を設計したものを除く。）を有すること。

##### (4) 施工業務を行う者の要件

- ア 本市の建設工事等入札参加資格を有するものであって、建築一式工事A級又はB級に等級格付けされていること。
- イ 一級建築士としての実務経験年数が10年以上であって、建築工事一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものを主任技術者又は監理技術者として本工事に専任で配置できること。

##### (5) 代表企業となる者の要件

- ア 本市の建設工事等入札参加資格を有するものであって、建築一式工事A級に格付けされていること。
- イ 過去に、温泉施設の新築又は増改築工事を施工した実績（施工中のものを含み、構造、設備等、一部分を施工したものを除く。）を有すること。ただし、契約金額が2億円以上のものに限る。

#### 3 手続等

##### (1) 実施要領等の交付

- ア 交付期間 平成27年6月24日(水)から同年7月8日(水)まで
- イ 交付方法 実施要領、「河辺岩見温泉改築事業公募型プロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）」および「河辺岩見温泉改築事業に関する要求水準書（以下「要求水準書」という。）」は、秋田市市民生活部河辺市民サービスセンターホームページからの入手を原則とする。また、希望者には河辺市民サービスセンターで直接交付する。直接交付は、土曜日および日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### (2) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 平成27年7月8日(水)午後5時
- イ 提出場所  
 〒019-2692 秋田県秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2  
 秋田市市民生活部河辺市民サービスセンター  
 電話番号 018-882-5221  
 ファックス 018-882-3051  
 Eメール ro-sckb@city.akita.akita.jp
- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日および日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とする。

##### (3) 技術提案書等の提出

- ア 提出期限 平成27年7月31日(金) 午後5時
- イ 提出場所 3の(2)のイに同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とする。

#### 4 参加表明書等および技術提案書等の審査等

##### (1) 参加表明書等の審査

河辺岩見温泉改築事業公募型プロポーザル審査委員会（以

下「審査委員会」という。)において書類審査を行い、参加表明書を提出した者のうちから、技術提案書等の提出を要請する者を選定する。

参加表明がない場合又は参加表明者が参加資格を満たさない場合等にあつては、再度公告を行い参加者を公募する。

(2) 技術提案書等の審査

審査委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、審査基準書に基づき、評価点が最も高い提案者1者と次点の提案者1者を選定する。

審査基準書に定める最低基準点を超える提案がない場合にあつては、再度公告を行い参加者を公募する。

5 その他

(1) 技術提案書等の作成、提出、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、選定、非選定にかかわらず返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、提出者に断りなくその写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 市は、業者選定後、選定した業者の技術提案の内容に拘束されないものとする。

(6) 本業務の実施に当たっては、監理技術者および主任技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

(7) 現地説明会は開催しない。なお、現地の見学等を行う場合は、利用者および近隣へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

(8) 選定された者は、地元説明会、庁内会議等に参加するものとする。

(9) 採用した技術提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。

(10) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。

(11) その他詳細は、実施要領、審査基準書および要求水準書による。

(12) 基本・実施設計と工事監理業務を行う者の要件について、2の(3)のアに記載の本業務に配置される一級建築士が、2の(3)のウに記載の管理技術者となることを妨げない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年6月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年6月23日付け秋田市指令第3077号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成27年6月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
東京都台東区上野七丁目14番4号  
大和情報サービス株式会社  
代表取締役 藤田 勝幸
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市東通五丁目8番3および8番4

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年6月30日

秋田市長 穂 積 志